

大雪地区広域連合地域密着型サービス事業者等監査要綱

平成 25 年 4 月 1 日
要綱第 3 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日 要綱第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7、第115条の45の8、第115条の45の9及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）、指定第1号事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定第1号事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定第1号事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付並びに第1号事業（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サー

ビス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

（監査方針）

第2条 監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者、指定第1号事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、第4の（5）に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査の選定基準）

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

（1）要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）及び地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 保険者、北海道及び連合会からの通報情報
- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（2）実地指導において確認した情報

法第23条及び大雪地区広域連合地域密着型サービス事業者等指導要綱により指導を行った結果、サービス事業者等に確認した指定基準違反等

（監査方法等）

第4条 監査の方法は次のとおりとする。

（1）報告等 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

（2）監査通知 監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日、文書により通知することができるものとする。

ア 監査の根拠規定及び目的

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

(3) 監査体制 2名以上の班を編成し、うち1名は管理職にある者とする。

(4) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

当該サービス事業所等に対して、文書で通知した事項について、結果通知後、原則30日以内に、文書により報告を求めるものとする。

(5) 行政上の措置 指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告 サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業所等に対し、限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令 サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業所等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。命令を受けた場合において、当該サービス事業所等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等 指定基準違反等の内容等が、法第78条の10各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合には、当該サービス事業所等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下の「指定の取消等」という。）ができる。

(6) 聴聞等 監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行なわなければならない。ただし、同条第3項各号のいずれに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(7) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(その他)

第5条 運営指導に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日要綱第3号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。